

警察署協議会会議録

城南警察署協議会

開催年月日時	令和6年9月25日 午後4時00分 から 令和6年9月25日 午後5時20分 まで	
開催場所	城南警察署4階 大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下 8名
	警察署	署長、副署長、刑事管理官、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長、署付、総務第二係長
議 事 概 要		
【会長挨拶（要旨）】 ○ 本日は協議会にご出席いただきましてありがとうございます。今後も警察と協力して防犯関係や交通安全関係など、よりよい街を作るため活動していきたいと思っているので、よろしくお願いします。 【署長挨拶（要旨）】 ○ 平素から警察活動にご協力を頂き感謝している。引き続き、よろしくお願いします。 ○ 当署も、9月3日付で夏季人事異動があり、副署長をはじめ、16人の職員を迎え、新制城南警察署をスタートさせたところである。 ＜管内の治安情勢について＞ ○ 当署最大の治安課題としては、ニセ電話詐欺等の被害の激増である。 9月18日現在、ニセ電話詐欺が 発生21件 被害額 1億893万円 で被害額は県下ワーストとなっており、加えて、SNS型投資、ロマンス詐欺は 発生22件 被害額 1億8000万円 と併せて、3億円の被害が出ているのが現状であるが、これは氷山の一角と考えている。被害申告をしない方や様々な理由から被害届を取り下げる方も合わせれば、被害額はもっと大きくなるものと考えている。 警察も様々な対策を講じているが特効薬はなく、地道に取り組んでいくほかないと考えている。是非、皆様方のコミュニティと連携を取って対策を講じて		

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要

いきたいと思っているので、よろしくお願いします。

- 今後も署員一人一人が最大限努力して管内の治安維持に努めていく所存であるので、引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

【着任挨拶】

- 城南警察署幹部

【報告事項】

令和6年上半期の治安概況について

- 1 刑法犯認知件数(生活安全課長)
- 2 ニセ電話詐欺等対策の強化(生活安全課長)
- 3 暴力団の取締り等組織犯罪対策の強化（刑事第二課長）
- 4 飲酒運転・交通事故抑止対策の強化（交通課長）
- 5 性暴力・児童虐待への的確な対処（生活安全課長）
- 6 サイバー空間の脅威への的確な対処（生活安全課長）
- 7 重要凶悪事件の徹底検挙（刑事管理官）
- 8 災害・テロ等の脅威への的確な対処（警備課長）

【質疑・意見・要望等】

- 委員から「学生の間で大麻が広がっているとのことであるが、原因についてどのように考えているか。」旨の質疑があり、刑事第二課長から「原因の一つとしてはSNSの利用が考えられる。SNSで薬物の俗称等で検索すれば多くの検索結果が出る。そこに安易にアクセスし、さらに匿名性の高いSNSに誘導されやり取りをして簡単に手に入れることが出来る。簡単に手に入るという情報も広まっている。」旨の回答があった。署長から「大麻自体は罪の意識が

議 事 概 要

覚醒剤より低いと言われている。今後は現状の所持罪だけでなく、使用罪でも処罰されることになるので、覚醒剤と同等の取り組みが進んでいき、取り締まりも厳しくなっていく。」旨の回答があった。

- 委員から「11月に改正される道路交通法で、自転車について様々な変更がなされるが、それに向けた城南署の取り組み予定等があれば教えていただきたい。」旨の質疑があり、交通課長から「11月に改正される道路交通法では自転車の酒気帯び運転が検挙の対象となり、3年以内に交通違反で2回赤切符を切られた自転車の運転手は、公安委員会の講習を受けなければならないこととなる。また、令和8年までに16歳以上を対象に自転車の様々な違反に青切符が導入され反則金の制度が導入されることが閣議決定している。現場での声掛けやチラシ配布等の広報活動を行っていく。」旨の回答があった。

- 委員から「大麻由来成分のものがあるため、大麻へのハードルが下がっているのではないか。」旨の発言があった。刑事第二課長から「大麻由来成分CBDは取り締まりの対象とされておらず、CBDを含んだオイルや煙草様のもの等が販売されている。麻薬及び向精神薬取締法で細かく規制され、12月12日に施行されることで検挙数が増えれば所持者等が減っていくと思われる。」旨の回答があった。

- 委員から「校区において、自転車のヘルメット着用者を増やすため、補助金ができるキャンペーンをしている。」旨の発言があり、交通課長から「管内高校でヘルメット着用促進コンクールに参加している高校生がいるので声掛けしてはどうか。また子供にヘルメットを着用させていても親が被っていないことがあるが、安全意識の高い人であるので、声掛けすれば着用促進を進めていけると思われる。」旨の回答があった

- 委員から「高齢者の万引きが多いとのことであったが、高齢者とは何歳からか。また骨伝導のイヤフォンを着用して自転車を運転するのは、外部音が入るからいいのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から「高齢者は65歳からとしている。」、交通課長から「法律では外部音が聞こえたら大丈夫となっているが、運転に集中していないと事故を起こしやすいので控えるように言っている。」旨の回答があった。

【施設見学】

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要

